

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

東京都板橋区長 坂本 健

- [illegible]

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- １ 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料９月期
２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	金丸 廉
	以下余白

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- 1 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料１０月期
- 2 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	LI BINGRUI
	以下余白

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- １ 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料１２月期
- ２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	橋本 星羅
2	山岸 拓也
	以下余白

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

東京都板橋区長 坂本 健

- [illegible]

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- １ 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料２月期
２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	S I R I S H M E K H A R A J
2	大村 順一郎
3	久保 浩平
4	明石 聖也
5	Y E L I N L I N
6	長谷川 卓也
7	W U M E N G J I E
8	G A U T A M K R I S H N A
9	崔 日鑫
10	Z H A N G A O
11	L I Y U J I E
12	L I J I A H U I
13	I S M A I L M U H A M M A D
14	C H O I Y E O N G H U N
15	田村 吏乃
16	橋本 星羅
17	Y A M A M O T O E N Z O
18	山岸 拓也
19	H I N A R E J O S G I L O S T A I Z K A
20	W A G L E N I K I S H A

No.	氏 名
21	長澤 彰彦
22	原子 爾

※ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- １ 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料３月期
２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	加瀬 衛
2	堀川 博
3	片野 農
4	宮脇 巧
5	伊藤 寿
6	CHEN EN
7	大場 将貴
8	朱 江
9	JIANG HANTAO
10	K C DILIP
11	加藤 高成
12	章 洛宁
13	尾山 廣康
14	ZUO DENGKE
15	池田 潤
16	金丸 廉
17	YU JINQUAN
18	伊藤 幸花
19	吉沢 旬揮
20	明石 聖也

No.	氏 名
21	MAHARJAN DIPESH
22	KIM JUNHAN
23	黎 宏偉
24	MA JIANHAO
25	PHAN VAN TIEN
26	TRAN VIET QUANG
27	鶴田 浩之
28	伊藤 信人
29	LI CHUJUN
30	中川 兼玄
31	CHEN MINGWEI
32	MUNASINGHE HEWAGE BIMASHA NETHMINI
33	OTAMURODOV MIRJALOL HAMZA UGLI
34	ZHOU SHIYU
35	狩野 壮太
36	高間 大暉
37	渡邊 正
38	WU PENG
39	JOSHI BIRENDRA RAJ
40	RONY HASIBUL HASAN
41	DHUNGANA GANESH
42	有銘 一樹
43	MAGAR REBIKA
44	RIMAL RANJITA
45	CAI PENGCHENG
46	仁平 明日香
47	櫻川 莉奈
48	布目 凌
49	崔 日鑫
50	WANG QIAOQIAO
51	BISTA SAMIR

No.	氏 名
52	YU Q I A N
53	伊藤 匠汰
54	SODIRALIEV SUKHROB SOBITALI UGLI
55	WANG WEIQI
56	NGUYEN GIA CUONG
57	NGUYEN THANH DAT
58	NGUYEN KHANH LINH
59	NGUYEN QUOC TUAN
60	YANG ZHENG
61	TAMANG PRADIP
62	IKHBAYAR ANUJIN
63	WIRITHTHAMULLA GAMAGE DILAN THARAKA
64	MUTALLIBOV FAYZULLO ABDUMANNOB UGLI
65	JALILOV SAYDULLO ABDURAKHIM UGLI
66	谷 拓哉
67	DU XIAO
68	WIJESUNDARA MUDIYANSELAGE BAWANTHA ANJULA BANDARA
69	XIANG YIXUAN
70	MANANDHAR RIDAM
71	ISMAIL MUHAMMAD
72	GURUNG RACHANA
73	NGUYEN THI LAN
74	田村 吏乃
75	田原 大志
76	SHANG JIAYI
77	SUVDAA TUGULDUR
78	MAWA JANNATUL
79	那須 光莉
80	DE GREEF KEENAN ALEXANDER
81	田村 竜平
82	ZHANG XIAOGONG

No.	氏 名
83	LAI LAI WIN
84	橋本 星羅
85	SHRESTHA YUGITA
86	山岸 拓也
87	WU KUAN JU
88	NGUYEN NGOC DUY
89	HINAREJOS GIL OSTAIZKA
90	CHEN YAN
91	WAGLE NIKISHA
92	秋本 昇一
93	中村 精也
94	京相 稜
95	原子 爾
96	月足 善光
97	NARANTUNGALAG JAMIYANDORJ
98	辻 征太
99	TUMURBAT SHURENCHIMEG
100	五辻 昇一
101	田口 芳彰

※ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長

坂本 健

- １ 送達する通知名 令和７年度国民健康保険料随時期
２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	COFRE GONZALEZ BRYAN TOSHIO
2	HUENCHULLANCA PACHECO NICOL ALEXANDRA
	以下余白

※ 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記１の期別に基づく板橋区国民健康保険条例施行規則第１１条の通知を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年７月２３日

東京都板橋区長 坂本 健

- １ 送達する通知名 令和８年度国民健康保険料過４月期（令和７年度相当分）
２ 送達する通知の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	SIRISH LUM KALA
2	二瓶 早紀
3	小川 匠美
4	TAMANG ROSHANI
5	HE YUFEI
6	MENG QINGHUA
7	大井川 恭平
8	根本 あや子
9	中西 透乃
10	BAZARKHAIRAV BATMEND
11	MA YAO
12	ZHAO YIHONG
13	GAO JIAN
14	PHAWANGI KABITA
15	根本 梨沙
16	西原 大寧
17	朴 贊亨
18	THAPA MANRUPA
19	TAMANG KUMAR
20	加茂 もえ

No.	氏 名
21	HUANG ZIYI
22	SINGH LOKENDRA
23	NGUYEN NHAT ANH
24	NAY SHINE AUNG
25	KHATRI BUDDHI BAHADUR
26	SARKI LILA KUMARI

※ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。